

岩手県監査委員告示第18号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第40号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年5月11日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 岩手県消防学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年8月4日

イ 本監査実施日 平成23年9月2日

（3） 監査結果の公表の日 平成23年10月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
報償費の支出に当たり、支出していないものが1件、13,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	報償費の支出については、平成23年8月19日に支払いを完了した。 今後は、報償費と旅費の支出書類を同時に決裁すること等により、再発防止に努めることとした。
賃借している建物及び新設した自転車置場の取得等に当たり、財産取得調書を提出していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	賃借している建物については準用財産として、新設した自転車置場については工作物として、財産取得調書を作成し、財産管理簿を整備した。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立産業技術短期大学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年7月5日

イ 本監査実施日 平成23年9月1日

（3） 監査結果の公表の日 平成23年10月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
私用電気料の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定しているものが5件、195,108円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	自動販売機設置許可に係る電気料については、毎月調定すべきところ、年度末に一括して調定していたことから、毎月調定を行うとともに、事務局内で相互に確認を行うことで、再発防止に努めることとした。